

日本動物遺伝育種学会 会 則

(名称)

第1条 本会は、日本動物遺伝育種学会と称する。

2) 本会の所在地は会長の所属する機関とし、事務局は原則として会長の所属する機関に置く。

(目的)

第2条 本会の目的は、統計遺伝学と分子遺伝学を統合的に発展させ、より高度な育種戦略を構築するとともに、DNA 情報を利用する産業やライフサイエンスへも貢献できる体制を整えることである。そのために家畜・家禽、実験動物、野生動物、水産動物などの各種動物についての分子生物学や遺伝育種学並びに育種の実際、遺伝資源の保存と利用などに関する研究および技術開発を推進し、研究者・実務者相互の交流と協力並びに成果の普及を図る。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 年次大会を開催し、総会、研究発表会、シンポジウムなどを行う。
2. 学会誌その他の刊行
3. 国際交流の推進
4. 研究プロジェクトの組織化と推進
5. その他必要と認められる活動

(会員)

第4条 本会の会員は、正会員、名誉会員、賛助会員および購読会員とし、正会員は普通会员と学生会員からなる。会員は学会誌の配布を無料で受ける。正会員と名誉会員は、研究発表会および学会誌において研究成果を発表することができる。

- 2) 普通会员は、入会金2,000円を納めて入会し、年会費を納めるものとする。
- 3) 学生会員は、指導教員の推薦により入会し、年会費を納めるものとする。
- 4) 名誉会員は、本会の発展と動物遺伝育種学および育種に功労のあった者で、理事会が総会に推薦し、総会の決議により決定される。
- 5) 賛助会員は、本会の目的に賛同する団体または機関とする。
- 6) 購読会員は、学会誌のみの配布を受けるものとする。
- 7) 年会費については、普通会员5,000円、学生会員3,000円、賛助会員10,000円(一口につき)、購読会員10,000円を前納する。名誉会員は会費を必要としない。
- 8) 年会費二口以上を納める賛助会員は研究発表会およびシンポジウムに1名の招待を受ける。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長(1名) 副会長(2名) 理事(約25名) 監事(2名) 学会誌編集委員長(1名)
企画運営委員(理事)(約10名)

- 2) 理事および監事は正会員から選出し、その他の役員は理事の中から選出する。その選出方法等については、本会「運営申し合わせ」に別途定める。
- 3) 会長は本会を代表し、本会の目的を達成するための活動を積極的に推進する。
- 4) 副会長は会長を補佐するとともに、会長に事故ある時または長期不在の時、その任務を代行する。
- 5) 理事および監事は理事会を組織し、会長を議長とする。理事と監事は相互に兼任できない。監事は本会の会計を監査する。
- 6) 学会誌編集委員長は、セクションエディター数名を指名して学会誌編集委員会を組織し、学会誌の編集、刊行等を行う。

- 7) 企画運営委員は、企画運営委員会を組織し、委員長は会長とする。理事会、総会等の審議事項の調整、整理、並びに年次大会および「特別会計（第7条、第3項、第4項）」に関する事業を企画、運営する。
- 8) 役員の内任は1期2年とし、再任を妨げない。ただし、会長の再任は1回を限度とし、連続する任期は2期4年を越えない。

(運営)

第6条 本会は、総会を原則として毎年1回開催し、会務の承認、会則の改正、役員選出、その他を行う。

- 2) 総会は、正会員の4分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状による出席も認める。議決には出席正会員の過半数の賛成を必要とする。
- 3) 理事会は、年2回開催する。
- 4) 理事会は、理事の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状による出席も認める。議決には出席理事の過半数の賛成を必要とする。
- 5) 企画運営委員会は、議決組織ではなく、特に成立条件を定めない。
- 6) 必要あるときは臨時総会あるいは理事会を開くことができる。

(会計)

第7条 本会を運営するために、一般会計と特別会計をおく。

- 2) 一般会計の収入は、普通会员の入会金と正会員および賛助会員の年会費等とし、第3条に定める事業に必要な経費に充当することができ、監事が監査をする。
- 3) 特別会計の収入は、ISAG29(2004)日本組織委員会からの寄託基金、一般会計からの繰入金、賛助金、その他寄付金等とし、本会が主催、共催あるいは後援等をする、次の各号の学術事業に必要な経費の一部または全部に充当することができる。
 1. 動物遺伝育種シンポジウムの開催
 2. 最先端遺伝育種セミナーなど若手向け学術事業
 3. プロシーディングスなどの印刷、発行
 4. その他、本会の目的を達成するために必要な特別事業
- 4) 特別会計は、企画運営委員会の企画、提案等を理事会が承認したうえで運用し、監事が監査をする。

(雑則)

第8条 本会の運営は、この会則に定める事項のほか、本会「運営申し合わせ」に定める事項に従って行う。

- 2) 事務局の事務は、会長が指名する幹事（総務、会計、ネットワーク・広報担当（各1名））が行う。
- 3) 事業年度は10月1日から翌年の9月30日までとする。

付則 1. 本会則は2000年11月18日制定、同日施行する。

2. 2005年9月11日 一部改正、同日施行

ただし、本会則にある企画運営委員会は、2006年度総会までの間、改正前会則にある動物遺伝育種シンポジウム組織委員会委員をもって組織する。

3. 2006年11月18日 一部改正、同日施行

4. 2007年11月24日 一部改正、同日施行

5. 2025年11月29日 一部改正、同日施行